

# 公募型指名競争入札の執行について

令和7年1月19日

大阪市中央区長 松田 彰久

次のとおり公募型指名競争入札を執行する。

1. 入札に付する事項	
(1) 名 称	モノクロデジタル乾式複写機（大阪市中央区役所2台）長期借入（単価契約）
(2) 借入期間	令和8年4月1日から令和13年2月28日まで（59月）
(3) 仕 様	仕様書のとおり
2. 日程及び場所（日程については、本市休日及び開庁時間外を除きます。）	
(1) 公告日	令和8年1月19日（月）
(2) 参加申請書類	当区ホームページに掲載 ( <a href="http://www.city.osaka.lg.jp/templates/buppin_nyusatsuanken/8-Curr.html">http://www.city.osaka.lg.jp/templates/buppin_nyusatsuanken/8-Curr.html</a> )
(3) 参加申請締切日時	令和8年1月30日（金）午後5時30分まで
(4) 参加申請書類提出	大阪市中央区役所総務課 メールアドレス： <a href="mailto:te0001@city.osaka.lg.jp">te0001@city.osaka.lg.jp</a> ※送信後必ず「11. 担当」まで電話にて受信の確認を行うこと。
(5) 参加資格の指名通知	令和8年2月6日（金）午後5時までに、該当者に指名通知書をメールで交付する。 なお、指名しない場合は、令和8年2月6日（金）午後5時までに理由を付し連絡する。
(6) 入札執行日時・場所	入札書受付時間：令和8年2月17日（火）午後1時30分から午後2時00分 開札予定日時：令和8年2月17日（火）午後2時00分 場所：大阪市中央区久太郎町1丁目2番27号 大阪市中央区役所6階 602会議室（入札室）
3. 入札参加資格（次の資格要件にすべて該当する者は入札に参加することができる。）	
(1)	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する同令第167条の4の規定に該当しない者であること。
(2)	入札参加申出時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと。
(3)	大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
(4)	令和7・8・9年度大阪市入札参加有資格者名簿に承認種目「12：賃貸－02：事務用品賃貸－03：複写機（複写サービスを含む）」で登録されていること。
4. 質問事項について	
(1) 受付方法	書面により、「11. 担当」までメールで提出すること。 質問書面の様式は問わないが、件名は「中央区役所モノクロ乾式電子複写機入札にかかる質問」とすること。送信後必ず「11. 担当」まで電話にてメールの受信確認を行うこと。
(2) 受付締切日時	「2.(3) 参加申請締切日時」と同じ
(3) 質問の回答	指名通知書交付時に、メールにより回答する。（質問がない場合は添付しない。） なお、回答に対する再質問は受けないものとする。
5. 入札参加申請時に必要な書類	
(1)	公募型指名競争入札参加申請兼誓約書

## 6. 入札方法等

- (1) 入札は、入札執行日時に入札執行場所に出席して行わなければならない。
- (2) 入札者は、提出済の入札書の書換え、引換え又は撤回することはできない。
- (3) 落札者のない場合はただちに再度入札を行い、再度、落札者がなければ、契約条件を変更せずに最低価格の者と価格交渉を行う。
- (4) 本掲示文に記載のない事項については、指名時に交付する「入札指名通知書」に記載されている事項を遵守すること。

## 7. 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。なお、くじを引かない者がある場合は、本市が指定した者（入札事務に関係のない職員）が入札参加者にかわってくじを引き、事業予定者を決定する。

## 8. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金	免除
(2) 契約保証金	要 ただし、大阪市契約規則第37条第1項第1号、又は第3号に該当する時は免除する。
(3) 保証人	不要

## 9. 入札の無効について

- (1) 契約規則第28条第1項の規定に該当する入札。
- (2) 再度入札（2回目以降の入札）の場合にあっては、前回最低入札価格以上の価格でした入札。
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした入札。  
※なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
- (4) 開札後落札決定までに、入札参加申請者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者が行った入札とみなし、無効とする。

## 10. その他

- (1) 落札者を決定したときは、その者の受付番号および金額を、落札者を決定しないときは、その旨を立ちあつた入札者に公表する。落札者決定後の問い合わせに対しては、落札者名及び決定金額を回答するとともに、ホームページに落札者名及び決定金額を掲載する。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、事業予定者としての決定を取り消す。
  - ・ 正当な理由なくして、指定する期日までに契約の手続きに応じなかつた場合
  - ・ 事業予定者が資格を失つた場合
  - ・ その他事業予定者が本件契約相手方として不適当と認められる場合
- (3) 入札参加申請等の手続きに関する全ての費用は、入札参加申請者の負担とする。また、提出された書類は、一切返却しない。
- (4) 入札参加者は、事業予定者決定後において、この募集要項の内容について、不明又は、錯誤を理由に異議を申し立てることはできない。

## 11. 担当（公募型指名競争入札の手続及び実施内容にかかる質問先）

大阪市中央区役所総務課

〒541-8518 大阪市中央区久太郎町1丁目2番27号

電話：06-6267-9989 FAX：06-6264-8283 メール：te0001@city.osaka.lg.jp